

議第 号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「振鈴」の次に「その他の方法」を加える。

第9条中「書記をして」を削り、「報告させなければ」を「報告しなければ」に改める。

第26条中「行なう」を「行う」に改め、「書記をして」を削り、「報告させなければ」を「報告しなければ」に改める。

第59条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「採決の方法は、起立、記名及び無記名投票の3種とし」を「前2項に規定する採決の方法は」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

採決の方法は、起立、記名投票又は無記名投票とする。

2 前項に規定する投票による採決を行う場合は、押しボタン又は議長の定める札を用いるものとする。

第60条本文中「議長」を「前条の規定にかかわらず、議長」に、「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「起立の」を「起立、記名投票又は無記名投票による」に改める。

第61条の見出しを「（起立による採決）」に改め、同条第2項中「認定しがたいときまたは」を「認定し難いとき又は」に、「氏名点呼を行なう」を「記名投票又は無記名投票による方法で採決する」に改める。

第62条の見出しを「（記名投票又は無記名投票による採決）」に改め、同条中「記名投票または」を「札を用いた記名投票又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

押しボタンを用いた記名投票又は無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによって投票する。

第63条中「記名投票または」を「札を用いた記名投票又は」に、「行なう」を「行う」に、「第30条第2項まで」を「第29条まで並びに第30条第1項及び第2項」に改める。

第83条第1項中「文書」を「質問通告書」に改める。

第98条第2項中「速記法」を「録音その他の方法」に、「速記する」を「記録する」に改める。

附 則

この規則は、令和2年5月25日から施行する。

提 案 理 由

新市庁舎への移転に伴い、押しボタンを用いる採決の方法を追加する等のため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（会議時間）

第8条（第1項省略）

2 会議の開始は、振鈴その他の方法で報知する。

（出席数の報告）

第9条 議長は、開議前に着席議員数を報告しなければならない。
書記をして報告させなければ

（議員数報告）

第26条 議長は、投票により選挙を行うことを宣告したときは、書記をして着席議員数を報告しなければならない。
報告させなければ

（採決の方法）

第59条 採決の方法は、起立、記名投票又は無記名投票とする。

2 前項に規定する投票による採決を行う場合は、押しボタン又は議長の定める札を用いるものとする。

3 前2項に規定する採決の方法は、議長において適宜採決の方法は、起立、記名及び無記名投票の3種とし、議長において適宜これを用いる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、会議にはかり討論を用いないで採決方法を決める。この採決方法は、起立による。

4
2（本文省略）

（簡易採決）

第60条 前条の規定にかかわらず、議長は、問題について異議の有無を会議に諮
議長
ることができる。異議がないと認めるときは、直ちに可決の旨を宣告する。
かる

ただし、議長の宣告に対し、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は
起立、記名投票又は無記名投票による方法で採決しなければならない。

起立の
（起立による採決）
（起立採決）

第61条（第1項省略）

2 議長が起立者の数を認定し難いとき又は議長の宣告に対し、出席議員5
認定しがたいときまたは

人以上の異議があるときは、記名投票又は無記名投票による方法で採決するも
氏名点呼を行なう
のとする。

(記名投票又は無記名投票による採決)
(白票、青票)

第62条 押しボタンを用いた記名投票又は無記名投票を行う場合には、問題を可
とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによ
って投票する。

2 札を用いた記名投票又は無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は
記名投票または
白票を、否とする者は青票を投票する。

(選挙規定の準用)

第63条 札を用いた記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第25条から第29
記名投票または
条まで並びに第30条第1項及び第2項の規定を準用する。
条第2項まで

(一般質問)

第83条 議案に関係のない市の一般事務に関し質問しようとする議員は、議長の
定めた期間内に、質問の要旨を質問通告書で議長に提出しなければならない。
文書

(第2項省略)

(記載事項)

第98条 (第1項省略)

2 議事は、録音その他の方法によって記録する。
速記法 速記する。